

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日が休日は、その翌日)
(当分の日)

鳥取県知事 西 尾 邑 次

目 次

◆ 告 示

湖沼水質保全特別措置法第七条第一項の規定に基づく化学的酸素要求量に係る汚濁負荷量の規制基準(環境保全課)
湖沼水質保全特別措置法第十九条第一項に基づく指定施設の構造及び使用の方法に関する基準(シ)

告 示

鳥取県告示第四百三十八号

湖沼水質保全特別措置法(昭和五十九年法律第六十一号。以下「法」という。)第七条第一項の規定に基づき、化学的酸素要求量に係る汚濁負荷量の規制基準を次のとおり定めたので、同条第三項の規定により告示し、平成二年七月十五日から施行する。

平成二年四月二十四日

一 適用する地域

法第三条第二項に規定する指定地域のうち中海に係る地域(平成元年総理府告示第五号(湖沼水質保全特別措置法第三条第一項及び第二項の規定に基づき、指定湖沼及び指定地域を指定する件)により指定された地域のうち鳥取県内の区域に限る。)

二 適用する工場又は事業場

法第七条第一項に規定する湖沼特定施設(以下「湖沼特定施設」という。)を設置する指定地域内の工場又は事業場で、一日当たりの平均的な排出水の量が五十立方メートル以上のもの(以下「湖沼特定事業場」という。)

三 化学的酸素要求量に係る汚濁負荷量の規制基準

化学的酸素要求量に係る汚濁負荷量の規制基準は、次の表の上欄に掲げる湖沼特定事業場の区分ごとに同表の下欄に定める算式により算出した汚濁負荷量とする。

湖沼特定事業場の区分	規 制 基 準
一 平成二年七月十五日以後新たに設置される湖沼特定事業場(以下「新設事業場」という。)	$L = a \cdot Q \times 10^b$
二 新設事業場以外の湖沼特定事業場で、平成二年七月十五日以後に湖沼特定施設の設置又は構造等の変更を行うもの	$L = (a \cdot Q \cdot (Q - Q_0) + C \cdot Q_0) \times 10^b$

備考 下欄に定める式においてL、Q、Q、a、b及びCは、それぞれ次の値を表わすものとする。

- L 排出が許容される汚濁負荷量(単位 一日につきキログラム)
- Q 排出水の量(単位 一日につき立方メートル)
- Q. この規制基準の適用の際における排出水の量(単位 一日につき立方メートル)

a、b及びC a及びbは湖沼特定事業場の排出水に適用される水質汚濁防止法(昭和四十五年法律第百三十八号)及び水質汚濁防止法第三条第三項の規定に基づく排水基準を定める条例(昭和四十八年十月鳥取県条例第四十号)に基づく化学的酸素要求量又は生物化学的酸素要求量の日間平均に係る排水基準(以下「排水基準」という。)の区分に従い次の表に定める数値とし、Cは当該排水基準(単位 一リットルにつきミリグラム)とする。

C (排水基準)			a	b
六〇	五〇	四〇	二二・七	〇・九七
六八・〇	五九・一	四七・三	三四・〇	〇・九六

鳥取県告示第四百三十九号

湖沼水質保全特別措置法(昭和五十九年法律第六十一号。以下「法」という。)第十九条第一項の規定に基づき、同法第十五条第一項に規定する指定施設(同法第二十二条の規定により、同法第十九条の規定が準用される施設を含む。)の構造及び使用の方法に関する基準を次のとおり定め、同法第十九条第二項において準用する同法第七条第三項の規定により告示し、平成二年七月十五日から施行する。

平成二年四月二十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 適用する地域

法第三条第二項に規定する指定地域のうち中海に係る地域(平成元年総理府告示第五号(湖沼水質保全特別措置法第三条第一項及び第二項の規定に基づき、指定湖沼及び指定地域を指定する件)により指定された地域のうち鳥取県内の区域に限る。)

二 構造及び使用の方法に関する基準

1 湖沼水質保全特別措置法施行令(昭和六十年政令第三十七号)第六

九〇	一〇二	〇・九七
一一〇	一三六	

条第一号又は第十条に掲げる施設に係る構造及び使用の方法に関する基準

(一) 豚房、牛房及び馬房の床(以下「床」という。)は、汚物又は汚水の除去に支障を来さない構造とすること。

(二) 豚房、牛房及び馬房の内部は、汚物又は汚水の除去に支障を来さないよう適切な広さと高さを有すること。

(三) 豚房、牛房及び馬房に接する畜舎の通路等(以下「通路等」という。)で汚物又は汚水が飛散するおそれのある箇所は、汚物又は汚水の除去に支障を来さない構造とすること。

四 汚物の保管設備及び汚水貯留槽は、汚物又は汚水の保管、貯留及び除去に支障を来さない構造とすること。

(五) 床及び通路等に雨水が流入しない構造とすること。

(六) 汚物の保管設備及び汚水貯留槽の汚水が公共用水域に直接排出されないよう汚物の保管設備及び汚水貯留槽を適切に使用すること。

(七) 糞尿がみだりに流亡しないよう適切に管理すること。

(八) 以上の措置と同等以上の効果を有する措置が講じられること。

2 湖沼水質保全特別措置法施行令第六条第二号に掲げる施設に係る使用の方法に関する基準

(一) 飼料の投与に当たっては、網いけすの外へ散布しないようにすること。

(二) 死魚は、指定地域内の水域から除去の上、陸上で適切に処分すること。